

栃木市ネーミングライツ事業（企画提案型）募集要項

1 趣旨

栃木市では、施設の安定的な管理、運営等のための財源確保及び官民連携による相互の活性化を図るため、市有施設等に愛称を付ける権利（以下「ネーミングライツ」という。）の取得を希望する企業又は団体（以下「企業等」という。）からの提案を募集します。

2 ネーミングライツ事業の概要

- (1) ネーミングライツ事業は、市有施設及び市が実施するイベント等（以下「施設等」という。）に企業名、商品名等を冠した愛称を付し、その代わりにネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ事業者」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の管理、運営に役立てるものです。
- (2) 市は、ネーミングライツ導入後、ホームページ、広報紙、イベント等において愛称を使用し、積極的に愛称の普及に努めます。ただし、条例等で定める施設等の正式名称は変更しません。また、利用者等の混乱を避けるため、当分の間、正式名称と愛称を併記します。

3 対象施設等

ネーミングライツ事業の対象は、市有施設全般（例：スポーツ施設、文化施設、公園等）及び市が実施するイベント等とします。ただし、次に該当する施設等は除きます。

- (1) 市庁舎、学校、保育園など施設等の性質上、特定の企業名や商品名等を冠した愛称を付すことが適当でない施設等
- (2) 施設を特定してネーミングライツ事業者を募集している施設等
- (3) 既にネーミングライツ事業を導入している施設等

4 愛称の条件等

- (1) 愛称は、施設等のイメージにふさわしく、市民や利用者に親しみやすいものとし、ただし、次のいずれかに該当する愛称は付けることができません。
 - ① 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - ② 政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの
 - ③ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
 - ④ 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
 - ⑤ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの

- ⑥ 商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
- ⑦ その他施設等の愛称として適当でないと思われるもの
- (2) 既に愛称が付いている施設等の場合は、原則として、既に付いている愛称を含んだ愛称を提案してください。
- (3) 施設等の愛称は、二つまで提案することができます。
- (4) 利用者等の混乱を避けるため、原則として、契約期間内の愛称の変更はできません。ただし、社名変更など特段の事情がある場合は、市と協議の上、変更することができます。

5 ネーミングライツ料

希望する金額をネーミングライツ料として提案してください。

また、ネーミングライツ料に加えて、役務や物品の提供も可能とします。

なお、施設等の規模、利用者数（参加者数）、地理的要件、メディアに取り上げられる頻度等を総合的に勘案し、提案のあったネーミングライツ料が妥当かどうかを審査します。

6 契約期間

契約期間は、原則、3年以上とします。（イベント等は単年度でも可）

契約開始日は、原則、4月1日とします。

7 応募手続

(1) 応募資格

企業または団体を対象とします。（個人での応募はできません。）

ただし、次のいずれかに該当する企業等は、応募できません。

- ① 市税を滞納している者
- ② 市から指名停止の措置を受けている者
- ③ 栃木市暴力団排除条例（平成23年条例第62号）第2条第1号、第4号及び第5号に規定する暴力団又は暴力団員等で構成される者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続等を行っており、履行が困難と認められる者
- ⑤ その他ネーミングライツ事業者にあつさわしくないと思われ、市長が認める者

(2) 応募方法

「ネーミングライツ事業（企画提案型）申込書」に必要事項を記載の上、必要書類を添付して、直接、郵送（一般書留、簡易書留及び配達記録郵便等）又は電子メールにより提出してください。

(3) 提出先

〒328-8686

栃木県栃木市万町9番25号

栃木市 総合政策部 総合政策課 公共施設マネジメント係

(4) 募集期間

随時受け付けます。

※土日、祝日等の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで。

(5) 必要書類

① ネーミングライツ事業（企画提案型）申込書 様式1

② 会社概要（任意様式）

③ 直近3か年の決算報告書

④ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）

⑤ 市町村税の納税証明書（発行後3カ月以内のもの）

※本市に納税義務のない事業者は、本社所在地の納税証明書

⑥ その他必要と認める書類

(6) その他

① 応募に係る費用は、応募者の負担とします。

② 提出された申込書類等は返却しません。

③ 申込書類等は、本事業の選定以外には使用しません。ただし、栃木市情報公開条例に基づき、提出書類の一部又は全部を公開する場合があります。

8 提案内容等の審査

(1) 栃木市ネーミングライツ事業者選定委員会設置要領で定める選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の適性、愛称、ネーミングライツ料等について、審査します。

(2) 提案のあった施設等が、大規模かつ知名度の高い施設等であり、市があらためてネーミングライツ事業者を公募することにより、複数の応募が見込まれると選定委員会が判断した場合は、施設等特定型へ移行するものとします。

(3) 審査結果は、応募者に文書で回答します。

9 ネーミングライツ事業者及び愛称の決定等

選定委員会において、応募者がネーミングライツ事業者にふさわしく、提案内容が妥当であると判断された場合は、市は応募者と協議の上、ネーミングライツ事業者及び愛称を決定します。決定後、ネーミングライツ事業者とネーミングライツに関する契約を締結します。

10 ネーミングライツ事業者等の公表

ネーミングライツ事業者決定後、ホームページや広報紙、報道機関への情報提供等によりネーミングライツ事業者の名称、ネーミングライツ料、契約期間、愛称等を公表します。

11 施設名称サイン及び看板等の表示変更等

- (1) ネーミングライツ事業者は、施設敷地内の施設名称サイン及び看板等(以下「サイン」という。)の表示変更及び新たなサインの設置を行うことができます。
- (2) サインには、企業ロゴに限り、愛称と一緒に表示することができます。
- (3) サインの表示変更等にあたっては、法令等を順守するとともに、表示内容や設置場所等について、市と協議するものとします。
- (4) 表示変更等を行ったサインは、契約期間終了後、ネーミングライツ事業者が原状回復するものとします。

12 費用負担

名称変更に伴うサインの表示変更及び修繕等に要する費用、契約期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ事業者の負担とします。

市が発行するパンフレット等の印刷物や市ホームページの表示変更等については、市の負担とします。

13 愛称の活用等

ネーミングライツ事業者は、愛称や施設等の写真を広告等に使用することができます。また、市と協議の上、ネーミングライツ施設において販売促進活動やポスターの掲出等を行うことができます。

14 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ事業者の信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合は、市は契約を解除することがあります。その場合におけるサインの原状回復に要する費用は、ネーミングライツ事業者の負担とします。

15 問い合わせ先

栃木市 総合政策部 総合政策課 公共施設マネジメント係

電話 0282-21-2344 / ファックス 0282-21-2671

電子メール management@city.tochigi.lg.jp

《ネーミングライツ事業の流れ》

